

愛知大学キャリア支援センターと中村区役所とのキャリア形成支援連携・協力に関する協定書

愛知大学キャリア支援センター（以下「甲」という。）と中村区役所（以下「乙」という。）は、「名古屋市中村区役所と愛知大学との連携・協力に関する協定書」（平成25年11月13日締結）第6条に基づき相互の連携・協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の業務で連携・協力し、地域の活力の向上に資する取組みの推進を通じて、相互の人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するために、甲及び乙は次に掲げる事項において連携・協力する。

- ① キャリア形成支援教育活動、人材育成及び人材交流に関する事項
- ② 地域の活力の向上に資する取組みの推進に資する活動に関する事項
- ③ 前2号のほか前条の目的を達成するために双方が必要と合意する事項

（窓口）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整の事務を担当する部署を定めるものとし、甲にあつては愛知大学キャリア支援センター名古屋キャリア支援課を、乙にあつては中村区役所区政部地域力推進室を窓口とし、必要な協議を実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定による連携・協力において知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、又はこの協定の履行以外の目的に使用してはならない。また、この協定に基づき実施する事業等に携わった者についても同様とする。

2 前2項の規定は、この協定終了後においても、なお効力を有する。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の2か月前までに甲又は乙のいずれからの特段の申し出がない場合には、有効期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定書の締結を証するため、この協定書を2通作成し、双方各1通を保有するものとする。

令和5年1月4日

甲 愛知県名古屋市中村区平池町四丁目60番6号
愛知大学キャリア支援センター長
(署名)

吉川剛

乙 愛知県名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1
中村区長
(署名)

渡邊 豊